

(別紙)

令和6年度山陰本線駅スタンプラリー制作業務委託仕様書

- 1 業務名
令和6年度山陰本線駅スタンプラリー制作業務（以下「委託業務」という。）
- 2 業務期間
契約締結日から令和6年12月13日まで
- 3 目的
人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者が減少し、列車本数の大幅な減便を行うなど、鉄道事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、将来にわたって鉄道の維持・存続を図っていくため、県民や観光客等を対象としたJR山陰本線の利用を促進する取組を実施する。
- 4 取組内容
JR山陰本線の魅力をより多くの方に知ってもらい、利用促進につなげる取組として、山陰本線駅スタンプラリーを実施する。
- 5 業務内容
以下(1)～(4)のとおり、JR山陰本線駅スタンプラリー実施に係る業務を行うものとする。
 - (1) スタンプラリー台紙制作
印刷方法：オフセット、フルカラー
サイズ：A4判（縦297mm×横210mm）
頁数：2頁
用紙：上質紙180kg
数量：1,550枚
デザイン：デザイン制作有
その他：300枚毎に包装、残りは50部包装
 - (2) 広報資材（チラシ、ポスター）制作
広報資材として、チラシ、ポスターを作成する。
【チラシ】
印刷方法：オフセット、フルカラー
サイズ：A4判（縦297mm×横210mm）
頁数：2頁
用紙：マットコート紙90kg
数量：5,000枚
デザイン：デザイン制作有
その他：100枚毎に色紙を挟み、1,000枚毎に包装

【ポスター】
印刷方法：オフセット、フルカラー
サイズ：B2判（縦728mm×横515mm）
頁数：1頁（片面）
用紙：マットコート紙135kg
数量：30枚
デザイン：デザイン制作有
 - (3) 特典グッズ制作
参加者への特典グッズを制作する。
【ノベルティ①ステッカー】
印刷方法：オフセット、片面フルカラー
サイズ：50平方センチメートル以内（70mm×70mm）
素材：白地ポリ塩化ビニル（0.08mm）、強粘、OPPラミネート
数量：1,650枚（デザイン3種×550枚）
デザイン：デザイン制作有
その他：全抜き仕上げ、個別アルミ蒸着袋（85mm×85mm）入
：デザイン毎に100部単位で納品、残部は中のデザインがわかるように納品

【ノベルティ②手ぬぐい】
印刷方法：特色1色顔料プリント、左右カット
サイズ：350mm×900mm
素材：岡生地
数量：550個
デザイン：デザイン制作有
その他：個別OPP袋入、100個毎に包装、残りは50部包装

【ノベルティ③アクリルスタンド】

印刷方法：片面フルカラー、白引き

サイズ：70mm×100mm

素材：透明アクリル厚さ3mm

数量：1,800個（デザイン4種×450個）

デザイン：デザイン制作有

その他：枠付き3パーツまで

：個別OPP袋入、デザインごとに400個毎に包装、残りは全て200個包装

(4) シャチハタスタンプ制作

【はまかぜスタンプ】

規格：シャチハタスタンプ角型印2020号

数量：5個（デザイン1種×5個）

デザイン：デザイン制作有

その他：補充インキ1個含む

【特典証明スタンプ】

規格：シャチハタスタンプ角型印2020号

数量：8個（デザイン4種×2個）

デザイン：デザイン制作有

その他：カラー4種、補充インキ4個含む（各色1個）

6 納入期限 令和6年12月9日（火）

7 納入場所 鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会事務局
（鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課内
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁本庁舎6階）

8 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

9 個人情報の保護

受注者は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

(1) 原稿に係る打合せを2回以上、印刷に係る打合せを1回以上すること。

(2) 包装・搬入に係る費用は見積額単価に含めること。

(3) 納入日時については、事前に発注者と協議の上、決定すること。

(4) 校了後データは、PDFデータ（加工可）及びWord等MS・Officeデータにて速やかに納品すること。

(5) 本件に関する著作権は全て鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会へ移管すること。

(6) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。

(7) 受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(8) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(9) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(10) (8) 及び (9) の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(11) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(12) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(13) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会、乙は受注者をいう。